

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 同業他社と連携した共同配送及び共同運行を推進し、業務効率化に取組みます。
- b. EDI の推進、出荷データの共有、出荷支援システムの提供により業務の IT 化に取組みます。
- c. お客様及び他社と連携したモーダルシフトに取組み、環境負荷の低い輸送に取組みます。
- d. グリーン化の取組みとして、EVトラック及びFCVトラックの導入を推進します。
- e. ジョイント輸送の構築や荷卸待機時間の削減、サービスの見直しを推進し、長時間労働の改善に取組みます。
- f. 災害時における業務連携、安全確保に取り組みます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払い方法の改善、型等に係る取引先条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行(受託中小企業振興法「振興基準」)を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、受託事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、受託事業者の適正な利益を含み、受託事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

② 手形などの支払条件

委託代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を受託事業者の負担とせず、また、支払サイトを 60 日以内とします。

③ 知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④ 働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、受託事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、受託事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

約束手形の利用の廃止に向けて、現金払いや電子記録債権への移行に取り組みます。

2023年 7月 1日

(2026年1月 7日更新)

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

久留米運送株式会社 CEO 二又茂明